

ジェイアール東日本レンタリース株式会社行動計画

子育てを行う労働者等の職業生活と家庭生活との両立を支援し、全ての社員がその能力を十分に発揮できるような雇用環境の整備を行うとともに、次世代育成支援について地域に貢献する企業となるため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間 平成 22 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの 5 年間

2 内 容

目標 1 平成 23 年 3 月 31 日までに育児・介護休業法に基づき整備した諸制度について、社内周知を行い、制度を根付かせる。

<対策>

- ・平成 22 年 4 月 平成 22 年 6 月に実施される「育児・介護休業法」の改正に合わせ、「就業規則」、「契約社員就業規則」、「育児休職取扱規程」、「介護休職取扱規程」を前倒しで改正する
- ・平成 22 年 4 月～平成 23 年 3 月 各種制度について、社内周知を行うとともに、制度を根付かせる

目標 2 平成 24 年 3 月 31 日までに、出産や子育てによる退職者について優先的に再雇用できる環境を用意する。

<対策>

- ・平成 22 年 4 月～平成 23 年 3 月 欠員発生時における契約社員募集の際に、出産や子育てにより退職したベテラン社員を中心に募集をかけるよう周知をおこなう
- ・平成 23 年 4 月～平成 24 年 3 月 制度を根付かせる

目標 3 平成 23 年 3 月 31 日までに非現業部門において「ノー残業デー」を定着させる。

<対策>

- ・平成 22 年 4 月～平成 23 年 3 月 毎週水曜日を「ノー残業デー」として定着させる

目標 4 平成 27 年 3 月 31 日までに「年次有給休暇」の取得率を、100%とする。

<対策>

- ・平成 22 年 4 月～平成 26 年 3 月 100%消化を目標とし、毎年、前年度の取得率を上回るよう年休取得を奨励し、平成 25 年度末までに 90%消化を目標におく。
- ・平成 22 年 4 月～平成 26 年 3 月 100%消化を目標とする。

目標 5 平成 25 年 3 月 31 日までに、レンタカー営業所について、地域の子どもの緊急避難所「こども 110 番」事業所として地域貢献をおこなう。

<対策>

- ・平成 22 年 4 月～平成 23 年 3 月 首都圏を中心とした一部地域での試行的取り組み開始
- ・平成 23 年 4 月～平成 24 年 3 月 新潟圏、長野圏にエリア拡大
- ・平成 24 年 4 月～平成 25 年 3 月 東北圏にエリア拡大、社内のすべてのレンタカー営業所を「こども 110 番」事業所とする